

近畿税理士会

発行 平成18年8月

泉大津支部だより 18年夏号

No.16

発行/近畿税理士会泉大津支部 支部長 林 武史

事務局 泉大津市二田町1丁目14-13

TEL/FAX 0725-21-6263

編集委員/萬野 俊史・阪 広久・上吹越 弘・中島 浩・村上 香世・田中 俊英



黒部ダムに魅せられて

写真・文 久保 慶明

『くろよん』の愛称で呼ばれる黒部川第四発電所(完全地下式)の建設により、御前沢をせき止めてできた貯水量2億立方メートル以上と言われる人造湖を支える巨大ダムである。

西の立山連峰、東の後立山連峰とそそり立つ山々の狭間にエメラル

ドグリンの湖が広がっている。それまで足を踏み入れることのない秘境・黒部は立山黒部アルペンルート(黒部川)として結ばれ、多くの人々を魅了する名所となった。

黒部ダムは高さ186m、堤長492mで、アーチ式ダムでは日本一を誇り、世界でもトップクラスのダムである。昭和三十年代当時の金額で500億円を超える巨費と7年の歳月をかけた世紀の難工事であり、延べ1000万人を

超える人々と171名の殉職者の努力に依って昭和三十八年ようやく完成を見たのである。

ダム脇の岸壁に刻まれた『殉職者の銘板』と『黒部ダム建設慰霊碑(尊きみはしらに捧ぐ)』は今も地域の人々と観光客の安全を静かに見守っている。



- 1面 表紙写真(黒部ダム)「黒部ダムに魅せられて」
- 2面 泉大津税務署署長挨拶
- 3面 故郷 村上を訪ねて
私の趣味
- 4面 第15回誌上研修
「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入」について
- 6面 平成18年度 総会開催報告
- 7面 新会員自己紹介
一緒に山歩きをしてみませんか
- 8面 告知板・研修部よりのお知らせ・会員異動・原稿募集・編集後記



着任のごあいさつ

泉大津税務署長 山内 勉



盛夏の候、近畿税理士会泉大津支部の会員の皆様方には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私、この度の人事異動により大阪国税局調査第二部から赴任してまいりました山内でございます。

泉北地区における納税道義は、非常に高い水準にあると伺っており、この地に勤務できることを光栄に思っております。

微力ではございますが、全力を尽くしてまいりますので、前任の白崎署長同様、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ところで、わが国は今、厳しい財政状況にあるとともに、人口の減少や超高齢化の進展、あるいはグローバル化に伴う世界的な競争の激化など、経済社会が大きく変化しており、このような中、「あるべき税制」の構築のための税制改革の具体化が進行しようとしております。

税務行政としては、申告者数の増加や複雑困難化している課税・徴収事案に的確に対応し、適正・公平な課税・徴収の実現や納税環境の整備を図っていく必要があると考えており、そのためには、当署として努力していくことはもちろんですが、皆様方のお一層のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

なお、今年、重要視しなければならないと考えておりますのは、平成18年分確定申告の円滑な運営とe-Taxの普及でございます。

平成18年分確定申告につきましては、昨年、消費税や所得税などの納税者数が大幅に増加したわけですが、今年も納税者サービスの充実に努めるとともに、税務署サイドとしても円滑に推移するよう最大限の準備をしておきたいと考えております。

e-Taxにつきましては、政府のIT戦略本部で決定された「IT新改革戦略」を踏まえ、国税関係手続の「オンライン利用促進のための行動計画」の中で、オンライン利用率を平成22年度には50%以上となるよう、平成18年度から20年度までの目標と具体的方策が示されました。

今後、国税組織を挙げ、利用者の視点に立ったシステムの改善、重点的な広報・普及活動を実施することとされており、当署においても最大限の努力をしていく所存ではございますが、税理士の先生方におかれましても、なにとぞご理解とご支援のほどよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、近畿税理士会泉大津支部の今後ますますのご発展と会員の皆様方の御健勝、ご事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



大阪・奈良税理士協同組合

〒540-0012
大阪市中央区谷町1丁目5番4号
TEL (06) 6941-6888
FAX (06) 6947-2800
URL: <https://ni.vpo.fenics.or.jp/vnfs/>

保険

阪奈積立年金、VIP大型総合保障制度、全税共年金
所得補償、総合事業保障プラン、小規模企業共済
ゴルフアース保険、自動車保険

金融・カード

税理士(マーク入り)カード、住宅ローン
自動車ローン

不動産

トリニテシステム(相続対策)、不動産情報(売買、仲介)
戸建住宅、ビルの賃貸

販売あっせん

業務関連用品、パソコン関連、オフィス家具
紳士・婦人服イージーオーダー
健康食品(プロボリス、カキ肉エキス)
チタン製印鑑、ガソリン、薬石、墨画

その他

報酬自動支払制度、ゴルフ会員権
(株)公益社、リース関連、人材派遣
セキュリティ、コーヒーマシン・バーレナル
保養施設

故郷 村上を訪ねて

佐藤 修吾

7月7日は村上大祭があるので、関西空港―新潟空港―新潟駅―羽越線村上行に乗車、北越の山々、青々とした大平野（田園風景）を眺めながら北上すると、途中、律令制度の時代、蝦夷との戦いに備えた古い盤舟の柵のある岩船駅を通りすぎ、次は村上駅である。駅は昔、桜が植えてあり、春桜花が咲くと美しいものだったが、今はコンクリート舗装され昔の面影はない。

今晩は宿を日本海沿いにある瀬波温泉にすることにし、手荷物を預け、昔覚えている町々に入って藩幕時代135m山頂の舞鶴城跡に向かう。

青々とした樹木が茂る村上藩五万石の城跡であり、春桜花が全山に咲きみだれる美しい城跡である。山頂に至る道は七曲と呼ばれ、険しい山道、苔むした石垣と松等の樹木がうっそうと茂っており、周囲の木々をみながらやっとの思いで天守閣跡に登りつく。途中、本丸・二の丸等のほか訓練場・武具倉・鉄砲倉等の建物があった跡を見た。天然の山城、難攻不落の名城。残念なことだが、戊辰戦争の時火災により焼けてしまった。天守閣跡に立って日本海の方をみると、晴天の時には遠くに佐渡島、近くには粟島がよく眺められ、眼下には市内の家々、美しい景色が展望される。

春雪をいただいた鷲ヶ巢山、朝日連峰があり、この山々を水源とする三面川が日本海に流れこんでいる。鮭の母なる川、三面川である。

江戸時代、村上藩財政が悪化し、健全化のため産業振興に力をそそぎ、鮭の増殖、お茶の栽培、推朱推黒の普及奨励に尽力した。お茶は村上駅から瀬波温泉まで広々とした畑に栽培されていたが、現在は住宅が建っておまかげはない。

昔、元和六年、徳光屋覚左衛門が伊勢参りの折、種子を買入れ、お茶の栽培に心血をそそぎ、苦勞の末、日本のお茶の産地の最北端となり、現在お茶の産地として有名である（村上市羽黒町東林寺の寺の中に石碑が建てられている）。

秋になると、三面川に鮭が日本海から産卵に入ってくる。鮭の料理として寺町などの割烹街に鮭料理の店があり、我が家では軒下に腹を裂いて塩をすりこみ水洗いして寒干していた。鮭色に輝きながらぶら下がり、風に吹かれている風景を懐かしく覚えている。子供の頃、雪がとけ1m位の中の小川に三月下旬、鮭の稚魚が群をなして日本海に下りはじめる。自然の摂理で4年経って母なる川、三面川に産卵のために戻ってくる。三面川の鮭は青砥武平治という武士が三面川の本流を竹欄でせきとめ、種川を作り、産卵させ、日本海にかえすという方法で増殖をはかり、有名な三面川の鮭として販売された。今はサーモンパーク、イヨボヤ会館で鮭のすべてを知ることが出来る。

村上大祭は新潟県の三大祭りに数えられている。江戸時代の初期から羽黒神社の三基の神輿に御神霊を奉じ、荒馬14騎稚児行列、オシヤギリ（京都祭りの小型のようなもの）で町を巡行する。お旅神事であり19台のオシヤギリ古いものでは200年以上の歴史のあるものもあり、彫刻がほどこされて村上の名産、推朱推黒の粋をこらした絢爛たる美術品が町々を巡行する。夜になると提灯に火がとまり情緒豊かなものである。

雅子妃殿下の小和田家の本籍地が村上市本町にあり、御一族のお墓も寺町の西真寺にあるのでお参りしてきました。

折角故郷に帰ったので、近くの国立公園笹川流や、山形県と新潟県の境にある温海温泉にもと計画したが、鮭の回帰性のように4年に一度母なる村上を訪ねたいと思う。

私の趣味

國廣 好行

最近、夜にウォーキングをされている中高年が多く見受けられます。もちろん、体力維持、ダイエット等が目標なのでしょうが、なかなか大変です。つまり、長続きしない点にあります。かくいう私も、同じ経験をいたしました。では、長続きできるものはないかと考えました。学生時代に空手道場へ稽古にいらっしゃいました。これだ！と思い、空手を習い始めました。今年で4年が過ぎました。当時の空手は今のようにはスポーツ化したものではなく、伝統を重んじた稽古でした。例えば、巻きわらでの突きの稽古が主体で、俗に拳だこができれば一人前と呼ばれた時代がありました。今では、いかに早く高速に突きができるかが大切です。私の稽古は、基本を中心に移動稽古・形稽古をやっております。只今、沖縄本部流盛道派空手道1級の茶帯です。12月に昇段試験があります。もちろん初段（黒帯）を目指します。

空手の効用は、組手や形での適度の緊張感と敏捷性が訓練できることにあります。組手とは、相手と乱捕り稽古することです。また、形とは、空手の基本技を取り入れた演舞をいいます。私の得意な形は、平安2段と5段、指定形のバッサイ大が得意です。来月からは、ソーチン（ソーチン）を稽古します。形の稽古は、まさに体全体の五感を駆使して稽古し、左右同じ様な動作をします。つまり、体のバランスが良いことです。お蔭様で病気にもなりません。これからも稽古に励みたいと思います。

最後に、皆さんも何か少しでも運動することをお勧めいたします。学生時代に卓球を少しやっておられたら、卓球教室等がよいかと思います。自然に覚えることができます。「継続は力なり」ですね。

[1] 役員給与の損金不算入 (法34)

(1) 概要 (法34①)

役員に対して支給する給与（退職給与・新株予約権を対価とする給与・使用人兼務役員の使用人部分給与を除く。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、損金の額に算入しない。

① 定期同額給与

支給時期が一月以下の一定の期間ごとであり、かつ、各支給時期における支給額が同額である給与その他一定の給与

② 事前確定届出給与

役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与で納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしたもの

③ 利益連動給与

内国法人（同族会社を除く。）が業務執行役員に対して支給する利益連動給与で一定の要件を満たすもの

(2) 過大な役員給与 (法34②)

役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額は、損金の額に算入しない。

(3) 仮装・隠ぺいによる給与 (法34③)

事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることにより役員に対して支給する給与の額は、損金の額に算入しない。

[2] 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入 (法35)

(1) 概要 (法35①)

特殊支配同族会社が業務主宰役員に対して支給する給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含むものとし、退職給与を除く。）の額のうち給与所得控除額に相当する金額は、損金の額に算入しない。

① 特殊支配同族会社 (法35①)

業務主宰役員及び業務主宰役員関連者（以下「業務主宰役員グループ」という。）がその同族会社の発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の90%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合その他一定の場合におけるその同族会社（業務主宰役員及び常務に従事する業務主宰役員関連者の総数が常務に従事する役員の総数の半数を超えるものに限る。）をいう。

イ) 業務主宰役員

法人の業務を主宰している役員をいい、個人に限る。

ロ) 業務主宰役員関連者 (令72①)

- 1) 業務主宰役員の親族
- 2) 業務主宰役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 3) 業務主宰役員の使用人
- 4) 1)から3)までに掲げる者以外の者で業務主宰役員から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- 5) 2)から4)までに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族
- 6) 業務主宰役員グループが支配している同族会社その他一定の同族会社

ハ) 一定の場合 (令72③④)

- 1) 業務主宰役員グループが同族会社の発行済株式又は出資（自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の90%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する場合
- 2) 業務主宰役員グループが同族会社の次に掲げる議決権のいずれかにつき、その総数（議決権を行使することができない株主等有する議決権の数を除く。）の90%以上に相当する数を有する場合
 - イ) 事業の全部若しくは重要な部分の譲渡、解散、継続、合併、分割、株式交換、株式移転又は現物出資に関する決議に係る議決権
 - ロ) 役員の選任及び解任に関する決議に係る議決権
 - ハ) 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として会社が供与する財産上の利益に関する事項についての決議に係る議決権
 - ニ) 剰余金の配当又は利益の配当に関する決議に係る議決権
- 3) 個人又は法人との間でその個人又は法人の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者がある場合には、その者が有する議決権はその個人又は法人が有するものとみなす。

②損金不算入額（令72の2）

イ）原則（令72の2①）

損金不算入額は、その事業年度の業務主宰役員給与額（その事業年度の業務主宰役員であった期間が一年に満たない場合には、業務主宰役員給与額をその期間の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額。）が次に掲げる場合のいずれに該当するかに応じてそれぞれに定める金額（その事業年度の業務主宰役員であった期間が一年に満たない場合には、その定める金額を12で除し、これにその期間の月数を乗じて計算した金額。）とする。この場合において、その事業年度において業務主宰役員に異動があったときは、期末業務主宰役員（その事業年度終了の時ににおける業務主宰役員をいう。）及び期中業務主宰役員（その事業年度における業務主宰役員のうち期末業務主宰役員以外の者をいう。）のそれぞれに対するその事業年度の業務主宰役員給与額について計算した金額の合計額とする。

業務主宰役員給与の損金不算入額（速算表）

（単位：円）

業務主宰役員給与額（A）		損金不算入額
	650,000以下	A
650,000超	1,625,000以下	650,000
1,625,000超	1,800,000以下	$A \times 40\%$
1,800,000超	3,600,000以下	$720,000 + (A - 1,800,000) \times 30\%$
3,600,000超	6,600,000以下	$1,260,000 + (A - 3,600,000) \times 20\%$
6,600,000超	10,000,000以下	$1,860,000 + (A - 6,600,000) \times 10\%$
10,000,000超		$2,200,000 + (A - 10,000,000) \times 5\%$

ロ）合算対象給与額（令72の2②④）

- 1) 業務主宰役員につき他の特殊支配同族会社における業務主宰役員給与額（以下「合算対象給与額」という。）がある場合には、その特殊支配同族会社における業務主宰役員給与（以下「対象給与額」という。）とその合算対象給与額との合計額を業務主宰役員給与額として計算した金額をその対象給与額とその合算対象給与額との合計額で除し、これにその対象給与額を乗じて計算した金額とする。
- 2) 上記1)の規定は、その事業年度の確定申告書の提出期限（仮決算による中間申告をする場合には、その中間申告書の提出期限）までに、合算対象給与額その他所定の事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り、適用する。この場合において、その合算対象給与額は、その金額として記載された金額を限度とする。

（2）適用除外（法35②）

特殊支配同族会社の基準所得金額（その事業年度開始の日前三年以内に開始した各事業年度の所得の金額又は欠損金額を基礎として所定の方法により計算した金額をいう。）が一定の金額以下である事業年度その一定の事業年度については、上記（1）の規定は適用しない。

①基準所得金額（令72の2⑤）

基準所得金額は、基準期間（前三年以内に開始した各事業年度（その各事業年度のうちに特殊支配同族会社に該当しない事業年度がある場合には、その該当しない事業年度のうち、最も新しい事業年度以前の各事業年度を除く。）をいう。）に含まれる各事業年度（以下「基準期間内事業年度」という。）の次の1)に掲げる金額の合計額から2)及び3)に掲げる金額の合計額を減算した金額をその各基準期間内事業年度等の月数の合計額で除し、これに12を乗じて計算した金額（以下「前三年基準所得金額」という。）とする。

- 1) 所得の金額に次に掲げる金額を加算した金額（欠損金額が生じた事業年度にあっては、次に掲げる金額からその欠損金額を控除した金額。以下「調整所得金額」という。）

- a) 業務主宰役員給与額（損金の額に算入されなかった金額を除く。）
- b) 青色欠損金額の当期控除額

- 2) 調整欠損金額（欠損金額から上記1)に掲げる金額を控除した金額。）

- 3) 各基準期間前事業年度（基準期間開始の日以前に開始した事業年度をいう。）の次に掲げる金額をこれらの金額が生じた事業年度（以下「発生事業年度」という。）開始の日後七年以内に開始した各事業年度の調整所得金額の最も古い事業年度に生じたものから順次控除するものとした場合における基準期間前事業年度において生じ、かつ、基準期間内事業年度の調整所得金額から控除されることとなる金額の合計額

- a) 非特殊支配同族会社最後事業年度（基準期間前事業年度の特許支配同族会社に該当しない事業年度のうち、最も新しい事業年度をいう。）後の事業年度において生じた調整欠損金額を発生事業年度の終了の日の翌日以前三年以内に開始した各事業年度（非特殊支配同族会社最後事業年度後の事業年度に限る。）のうち最も古い事業年度の調整所得金額から順次控除するものとした場合に控除しきれなかった金額
- b) 非特殊支配同族会社最後事業年度以前の事業年度において生じた欠損金額（欠損金の繰戻し還付の適用を受けた金額を除く。）

②一定の金額（令72の2⑧）

上記に規定する一定の金額は、800万円（業務主宰役員給与額の合計額が基準所得金額の50%に相当する金額以下である場合には、3,000万円）とする。

③一定の事業年度（令72の2⑨）

上記に規定する一定の事業年度は、基準期間がない特殊支配同族会社において、その事業年度の所得の金額に業務主宰役員給与額を加算した金額又はその事業年度の業務主宰役員給与額から欠損金額を控除した金額（その事業年度が一年に満たない場合には、その加算した金額又は控除した金額をその事業年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額。以下「当年度基準所得金額」という。）が800万円（その事業年度における業務主宰役員給与額（その事業年度が一年に満たない場合には、その業務主宰役員給与額をその事業年度の月数で除し、これに12を乗じて計算した金額。）がその当年度基準所得金額の50%に相当する金額以下である場合には、3,000万円）以下である場合におけるその事業年度とする。

④業務主宰役員給与額（令72の2⑩）

特殊支配同族会社の業務主宰役員（業務主宰役員に異動があった場合には、期末業務主宰役員又は期中業務主宰役員に該当するものに限る。）の各事業年度のその業務主宰役員であった期間において支給される給与の額（上記[1]により損金の額に算入されない金額を除く。）をいう。

⑤明細書の添付（令72の2⑪）

内国法人が特殊支配同族会社に該当する場合には、各事業年度の確定申告書に前三年基準所得金額又は当年度基準所得金額の計算及び上記(1)の適用を受ける金額の計算に関する明細書を添付しなければならない。

(3)判定時期（法35③）

特殊支配同族会社に該当するかどうかの判定は、その事業年度終了の時の現況による。

（参考文献等）

税務研究会／週刊税務通信



平成18年度 総会開催報告

去る6月1日（木）、ホテルサンルート関空において、近畿税理士会泉大津支部の第26回定期総会が開催されました。平成17年度の事業報告及び決算報告に続いて平成18年度の事業計画案、収支予算案及び支部規約一部改正案といった議案がそれぞれ審議されましたが、滞りなく全議案が承認・可決されました。



新 会 員 自 己 紹 介

植野 元三 昭和20年7月21日生 (登録番号: 103997)

昨年9月に登録となり、泉大津支部でお世話になっています。
税務署勤務が長かったので、退職後は解放感でいっぱいでした。
ところが、どこかネジがゆるんでしまったのか病院へ通う日が多くなってしまいました。

今後は健康第一、仕事第二でポチポチやっていきます。
どうか、よろしくお願いします。

(家族) 妻、子供2人(1男1女) 猫1匹(雄)
(趣味) ゴルフ、カラオケ、映画
(信条) 明日は明日の風が吹く
(尊敬する人物) 楠木正成

竹下 修 昭和20年10月5日生 (登録番号: 104177)

平成元年大阪市(地方公務員)退職後、大阪市平野区の会計事務所に勤務、平成17年10月税理士登録、18年2月和泉市鶴山台の自宅で独立開業。

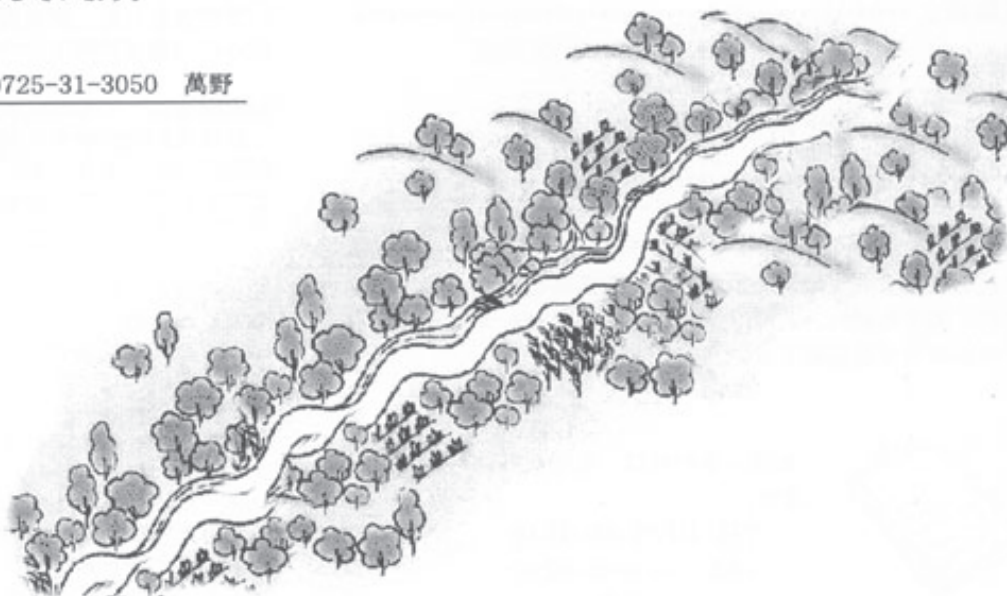
趣味は旅行で、海・湖・花と緑を求めて毎年2~5回出かけしています。また器楽演奏が好きですが、今は自分ではやらず専ら聴くばかりです。

孫が5人おりますが本人は至って元気で、今も青年の気持ちを持ち続けているつमりのようです。
新米税理士として解らないことが多いと思いますので、今後とも皆様のご指導のほどよろしくお願い致します。

一 緒 に 山 歩 き を し て み ま せ ん か

日帰り、近くは和泉葛城山、高野山町石道、大台・大峰山を歩いています。
興味のある方はご一報をお待ちしています。

お問い合わせ
萬野会計事務所 ☎ 0725-31-3050 萬野



研修部よりのお知らせ

「インターネット研修（ビデオライブラリー）」の利用について

近畿税理士会のホームページ（近税パソネット21）にて、インターネット研修を行うことができます。

インターネット研修を行うには、近税パソネット21にアクセスするためのID番号及びパスワードが必要となります。

近税パソネット21への入会申込書を近畿税理士会事務局へFAXすれば、ID番号及びパスワードが取得できます。

入会申込書は7月付で本会から配布されております。また、ホームページからもダウンロードできます。

ぜひ御利用下さい。

＜会員の異動＞

平成18年6月30日現在 会員 107名
(内税理士法人1)

入会

平成17年12月21日 植田 和則 先生
事務所：〒592-0072 泉大津市松之浜町 1-20-3
TEL 0725-31-3147

平成18年 1月20日 竹内 英二 先生
事務所：〒595-0006 泉大津市東助松町 1-9-23-504
TEL 0725-22-4789 FAX 0725-22-4789

平成18年 2月25日 小方 一男 先生
事務所：〒594-1111 和泉市光明台 1-4-15
TEL 0725-55-8792 FAX 0725-55-8792

(変更)

平成18年 1月24日 井田 よしみ 先生
事務所：〒592-0003 高石市東羽衣 3-5-5-102
TEL 072-265-6807 FAX 072-265-6802

平成18年 4月28日 寺田 千佳 先生
事務所：〒592-0011 高石市加茂 2-18-20
TEL 072-264-5440 FAX 072-264-5440

平成18年1月19日 宮田 和義 先生
事務所：〒592-0003 高石市東羽衣 3-5-5-101
TEL 072-265-2086 FAX 072-265-6802

業務廃止

平成18年 4月 5日 増田 正雄 先生

原稿募集!

この支部だよりは、支部ホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <http://www2.kinzei.or.jp/~izumi/>

また広報委員会では随時原稿・写真を募集しています。

業務に関する疑問、問題提起、趣味、随想 etc テーマは問いませんのでぜひ応募下さい。



お問い合わせは、広報委員会 阪 広久
まで。

TEL 0725-46-0123

FAX 0725-46-0250

e-mail hiro@cpa-saka.co.jp

支部行事 告知板

研修委員会より

今年も多数の支部研修会開催を予定しています。会員各位の積極的なご参加をお待ちしております。

業務対策委員会より

書面添付制度の普及・充実を図るため、「近税パソネット21」に「業務チェックリスト」「有用事例集」の資料を掲載しています。ぜひご利用下さい。

編集後記

残暑お見舞い申し上げます。皆さまご健勝にお過ごしでしょうか。

今号の誌面はいかがだったでしょうか。

一面には前号に引き続き、久保先生の写真を掲載させていただきました。現代の便利な生活は、先人達の血と汗に支えられているものだ改めて感じ入りました。

二面は、7月の定期異動で着任された山内署長に書いていただきました。我々税理士にとってもe-Taxへの取り組みは（職域防衛という意味で）重要な課題といえます。

誌上研修は、18年度税制改正の中でも最も議論の多い「特殊支配関係会社の役員給与の損金不算入」について解説されています。まだまだ実務対応面で問題の多い改正ですので、今後の情報も併せてチェックする必要がありますでしょう。

佐藤先生の「故郷 村上を訪ねて」には、愛する故郷への限らない想いが、街の歴史を織り交ぜながら綴られています。また國廣先生にはご趣味について書いていただきましたが、空手をされているとは知りませんでした。お互い、日々ストレスの多い仕事ですから、何か身体を動かす趣味を持ちたいものです。

クールビズも2年目、私も普段はノーネクタイで執務していますが、やっぱり屋外にいと汗が噴き出しています。ひと夏を過ごした身体には大きな負担がかかっています。皆さま、どうぞお身体ご自愛下さい。

(阪)